

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件(第2事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件(第3事件)

国側当事者・国(阿南税務署長)

平成24年9月25日棄却・控訴

判 決

第1事件原告	甲
第2事件原告	乙
第3事件原告	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	志賀 櫻
同訴訟復代理人弁護士	田代 浩誠
同補佐人税理士	森 由美
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	阿南税務署長 佐竹 洋治
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告甲関係

- (1) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告甲(以下「原告甲」という。)に対してした原告甲の平成18年分所得税の更正処分(以下「平成18年分更正処分1」という。)のうち、総所得金額384万4621円及び納付すべき税額30万7400円を超える部分を取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告甲に対してした原告甲の平成19年分所得税の更正処分(以下「平成19年分更正処分1」という。)のうち、総所得金額106万8606円及び納付すべき税額1万7800円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定1」という。)を取り消す。

2 原告乙関係

- (1) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告乙(以下「原告乙」という。)に対してした原告乙の平成18年分所得税の更正処分(以下「平成18年分更正処分2」という。)のうち、総所得金額1076万0388円及び納付すべき税額116万9500円を超える部分を取

り消す。

- (2) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告乙に対してした原告乙の平成19年分所得税の更正処分(ただし、平成21年11月6日の異議決定により、一部を取り消された後のもの。以下「平成19年分更正処分2」という。)のうち、総所得金額609万2322円及び納付すべき税額54万7800円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定(ただし、平成21年11月6日の異議決定により、一部を取り消された後のもの。以下「本件賦課決定2」という。)を取り消す。

3 原告丙関係

- (1) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告丙(以下「原告丙」という。)に対してした原告丙の平成18年分所得税の更正処分(以下「平成18年分更正処分3」という。)のうち、総所得金額732万9810円及び納付すべき税額78万2800円を超える部分を取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成21年7月9日付けで原告丙に対してした原告丙の平成19年分所得税の更正処分(以下「平成19年分更正処分3」という。)のうち、総所得金額318万2982円及び納付すべき税額7万9200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定3」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、平成18年分及び平成19年分の所得税について、株式会社A(以下「A」という。)における原告ら名義の外国為替証拠金取引(FX取引)により生じ、上記各年中毎月受領していたスワップポイント(スワップ金利)の合計を所得の金額の計算上総収入金額に算入せずに申告していたところ、処分行政庁から、上記スワップポイントは上記各年における原告らの雑所得に該当するものとして、各年分の原告らの所得税について各更正処分(平成18年分更正処分1ないし3及び平成19年分更正処分1ないし3。以下、これらを「本件各更正処分」という。)を、平成19年分の原告らの所得税について過少申告加算税の各賦課決定(本件賦課決定1ないし3。以下「本件各賦課決定」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を受けたため、上記各年中毎月受領したスワップポイントは決済がされていないし、余剰証拠金の仮払いにすぎないものといえるから、収入の原因となる権利は未確定であり、所得税法36条1項の「収入すべき金額」に当たらないなどと主張して、本件各更正処分のうち、平成18年分所得税については各減額更正処分により一旦減額更正されていた額を超える部分、平成19年分所得税については当初の申告額を超える部分及び本件各賦課決定(原告乙については、異議決定により一部取り消された後のもの。)の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額につき、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする旨定めている。

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告ら及びA

原告甲と原告乙は夫婦であり、原告丙は、原告甲及び原告乙の長女である。

原告らと外国為替証拠金取引をしていた当時のA（なお、同社は、平成●年●月●日に札幌地方裁判所から破産手続開始決定（札幌地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）を受け、平成●年●月●日に破産手続終結の決定を受けているが、破産手続開始決定、破産手続終結決定の前後を問わず、Aと表記する。）の代表取締役丁（以下「丁」という。）は、原告乙の甥である。（甲3、4）

(2) 本件FX取引の概要等

Aの扱う金融商品である外国為替証拠金取引「B」、「C」及び「D」（以下、これらを「本件FX取引」という。）は、「店頭デリバティブ取引」（金融商品取引法2条22項）のうち、同項1号に規定する「売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（中略）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となっている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によって決済することができる取引」に該当し、その概要は以下のとおりである。（乙28ないし30）

ア 本件FX取引は、顧客がAとの間で契約を締結して行う店頭取引（相対取引）であり、顧客は、同社に通貨証拠金取引口座を開設し、取引証拠金、建玉の反対売買（転売又は買戻し）による最終決済を行った場合の確定差損益金、その他授受する金銭を同口座で処理することになるとともに、同社を通じて売買注文・決済の指示、証拠金の預託・返還、通知・報告等の諸連絡を行うこととなる。

イ 本件FX取引は、証拠金を預託して、外国通貨と本邦通貨の売買を将来の一定の時期（決済期限）において通貨等及びその対価の授受を約して行う売買契約であつて、顧客の指示により当該売買の目的となっている通貨の反対売買（転売又は買戻し）をしたときは、当該通貨の売買代金を授受せず、差金の授受によって決済すること（このような決済を、以下「差金決済」という。本件FX取引の主たる決済方法である。）ができる取引であり、例えば「D」については、1口200万円で10万豪ドルの通貨証拠金取引ができるとされ、取引総代金に比して、10%以下という非常に低廉な証拠金を預託することによって、大きな取引を行うことができ、預託証拠金に対して大きな利益を上げ得る反面、損失が預託証拠金を上回る場合もある。（乙31）

ウ 本件FX取引では、顧客が決済の指示を出さない限り、取引の決済期限は無期限に繰延べ（ロールオーバー）されることになる方式が採用されている。

また、例えば、顧客が高金利通貨を低金利通貨で購入した場合、為替の変動とは関係なく、顧客の取引口座に取引数量に応じた金利差額（これがスワップポイントであり、いわゆるスワップ金利と同義である。本件FX取引は、スワップポイントが為替変動や金利変動等によって大きく変動しない限り変更しない固定スワップポイントであつた。）が毎日積み立てられ、反対に高金利通貨を売る取引をした場合には、低金利通貨で高金利通貨を売ることになるので、顧客は、受取金利から借入金利を差し引くと金利差額がマイナスとなり、その金利差額に対応するスワップポイントを、建玉を決済するまでの間、Aに対し、日々支払うこととなる。

そして、日々積み立てられたスワップポイントは、顧客からの決済注文がなくとも、毎月一定の期日に顧客が指定する銀行の預金口座に振り込まれることとされていた。

(3) 原告らの本件FX取引の開始等

原告らは、Aとの間において、それぞれ、本件FX取引に関し通貨証拠金取引口座（以下「本

件各取引口座」という。)を開設し、① 原告甲は平成15年9月24日に証拠金100万円、② 原告乙は平成15年6月25日に証拠金200万円、③ 原告丙は平成15年10月17日に証拠金200万円をそれぞれ預託して、「B」、「C」及び「D」の取引(本件FX取引)を開始した。(乙25ないし27)

なお、本件FX取引に関し、「E～通貨証拠金取引約款～」(乙28。以下「本件取引約款」という。)には以下のとおり定められていたが、Aは、その後、平成18年3月15日に、本件取引約款を一部改訂した「外国為替保証金取引約定書」を作成し、更に平成19年8月15日にこれを改訂した「外国為替証拠金取引約款」を作成した。これらの文書にはスワップ金利(Aがその裁量によって毎日決済する、建玉から発生する本邦通貨と取引通貨における金利差相当額をいう。本件取引約款2条12項、21条)の記載がされていなかったが、Aでは、「外国為替保証金取引約定書」への改訂後は、約款ではなく平成17年7月1日付け発行の「外国為替取引ガイド」(以下「本件取引ガイド」という。なお、スワップ金利については正確には金利ではないことから、用語の正確性の観点からスワップポイントに改められた。)で説明する取扱いとした。(甲1の1ないし3、乙29)

ア 1条1項(口座開設。2項は省略する。)

顧客は、Aに本取引にて使用する通貨証拠金取引口座を開設することを申し込み、同社の審査を受けることを了解する。同社は顧客の適格性を判断し、これを妥当と認める場合は、顧客に対し口座を設定した旨の通知を行うことにより、本取引に関する契約を締結したものとする。

イ 2条12項(定義。本項以外は省略する。)

「スワップ金利」とは、AがAの裁量によって毎日決済する、建玉から発生する本邦通貨と取引通貨における金利差相当額をいう。

ウ 3条(通貨証拠金取引口座による処理)

顧客がAと行う取引において、取引証拠金、建玉(未決済売約定又は未決済買約定をいい、売約定のものは売建玉、買約定のものは買建玉という。2条5項)の転売又は買戻しによる最終決済を行った場合の確定差損益金、その他授受する金銭は、全て通貨証拠金取引口座で処理する。

エ 4条(通貨証拠金取引)

(ア) 1項

「通貨証拠金取引」とは、外国通貨間又は外国通貨と本邦通貨の売買契約に伴い、当該通貨の売買代金を授受する取引をいう。

(イ) 2項

ただし、本取引は当該通貨の売買代金を授受せず、顧客の指示により転売又は買戻しによる差金決済により取引を行う。

オ 5条(Eの定義)

Eとは証拠金を預託することによって第4条にいう「通貨証拠金取引」を行うもので、二国間通貨金利差によるスワップ金利を用いて為替直物の受渡期日を翌日に1日間ローリング(繰り延べ)することができ、反対売買により決済するまで自動的に建玉の継続を可能にした為替直物取引をいう。本約款においてEを本取引と称する。

カ 18条(決済方法)

(ア) 1項

Aは委託を受けた取引について、顧客の指示により、これを転売又は買い戻したときは、その約定値段等において確定差損益金（反対売買により発生した差損益金をいい、スワップ金利、手数料及び手数料に係る消費税を含むものとする。2条8項）を計算し、顧客の口座に累積するものとする。

(イ) 2項

前項の場合において、当該転売又は買戻しする既存の取引が2以上あるときは、顧客より特別の指示がない場合同一の取引単位の建玉のうち、取引成立の古い順序に従って転売又は買戻しするものとする。

キ 20条（値洗い）

(ア) 1項

顧客はAの建玉に（「Aは顧客の建玉に」の誤記と解される。）対して、毎営業日に帳入値段（東京外国為替市場の終値とされている。2条6項）を用いて値洗いを行う。

(イ) 2項

前項に定める値洗いに関しては、計算によって生じる未確定差損益金（帳入値段により算出される建玉の差損益金をいう。2条7項）、スワップ金利、往復の手数料及び手数料に係る消費税が共に取引口座内において日々計算され、累積される。

ク 21条（スワップ金利）

(ア) 1項

Aは建玉の決済期日延長の行為から発生する本邦通貨と取引通貨における金利差を基に算出されるスワップ金利を日々計算し、顧客の口座に累積するものとする。

(イ) 2項

スワップ金利は、顧客が本邦通貨より高い金利の取引通貨を売付ける場合、その金利差を基に算出される額をAに支払うものとし、顧客が買付ける場合においては、Aからその金利差を基に算出額を受領することができるものとする。また、顧客が本邦通貨より低い金利の取引通貨を売付ける場合は、その金利差を基に算出される額をAから受領することができ、顧客が買付ける場合においては、その金利差を基に算出される額をAに支払うものとする。

ケ 28条（証拠金及び利益金の返還。4項は省略する。）

(ア) 1項（ただし書き以下は省略する。）

Aに預託されている預り証拠金額が、預託すべき取引証拠金の額を超過する場合において、顧客から当該超過する額の全部又は一部の返還請求があったときは、Aはその請求があった日から起算して4営業日以内に当該請求に関わる額を顧客に返還する。

(イ) 2項

確定差損益金（帳尻金）の累積が毎月末に顧客の益勘定になった場合、顧客は以下の処理の一方を選択する旨、翌月20日（休日の場合は翌営業日）までにAに申し出るものとする。

a 1号

顧客は、Aに累積している利益金を原資として、Aが任意に預かり証拠金に振り替えることを了解する。

b 2号

顧客がAの指定する銀行口座に（「Aが顧客の指定する銀行口座に」の誤記と解される。）翌月25日までに当該利益金を振り込む（なお、当該日が休日の場合は翌営業日までとする）。

(ウ) 3項

前項において顧客より別段の申出が期日までにない場合、Aは前項1号の処理を行うこととし、顧客はこれに異議を唱えないものとする。

コ 31条（預託金等による債務の弁済。5項以下は省略する。）

(ア) 1項

Aが、顧客から預託を受けた取引証拠金、未確定差損益金その他の金銭又は物件は、顧客のAに対する全ての債務の共通の担保とする。

(イ) 2項

Aは本取引に関わる顧客の債務について、顧客からその弁済を受けるまでは、30条3項及び28条の規定にかかわらず前項の金銭又は物件を担保として留保することができる。

(ウ) 3項

預託されている証拠金の内、前項の規定により、留保された当該留保額については、取引証拠金の過不足の計算に当たり、預託されている証拠金とみなされないものとする。

(エ) 4項

Aは、顧客が同社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、本条2項の規定により留保された金銭又は物件をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額について28条の規定に準じて顧客に返還し、その不足額については顧客から追徴する。

サ 36条（差引計算。3項は省略する。）

(ア) 1項

期限の到来、「期限の利益の喪失」その他の事由によって、顧客がAに対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引及び建玉に関わる顧客のAに対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでもAは相殺することができる。

(イ) 2項

前項の相殺を行う場合には、Aは事前の通知及び所定の手続を省略し、顧客の諸預託金又は物件をもって債務の弁済に充当できる。

(4) 原告らの本件FX取引の状況等

ア 原告らは、上記(3)の取引開始以降、Aとの間で継続的に本件FX取引を行った。

本件FX取引におけるスワップポイント（以下「本件スワップポイント」という。）の1日当たりの金額は、1万豪ドルにつき、「B」は70円、「C」は100円、「D」は110円であり、顧客が受け取る本件スワップポイントは、これらの額にロット数（1ロットは10万豪ドル）及び保有日数（前月最終営業日から当月最終営業日まで）を乗じて計算され、Aは、この毎月の合計額等について翌月1日頃に原告らに通知し、当該各通知金額から振込手数料を控除した金額を、毎月10日（10日が休日の場合にはその翌営業日。以下同じ。）、

原告甲に対してはF銀行阿南支店の同人名義の普通預金口座（口座番号 。乙41）に、原告乙に対しては同銀行同支店の同人名義の普通預金口座（口座番号 。乙42）に、原告丙に対しては同銀行同支店の同人名義の普通預金口座（口座番号 及び 。乙43。以下、これら4つの口座を併せて「本件各銀行口座」という。）に振り込んでおり、原告らの平成18年分及び平成19年分の各月の本件スワップポイント合計額は別表2-1ないし2-6の各表2の「通知金額」欄、原告らの各月の振込金額は上記各別表の各表3の「振込金額」欄にそれぞれ記載されているとおりである。（乙33ないし43（枝番含む））

イ Aは、「口座資産台帳」（このうち原告らの本件FX取引に係る台帳（乙44ないし46）を、以下「本件口座資産台帳」という。）に、毎月末（平成18年7月以降はAの各月の最終営業日。以下同じ。）までの本件スワップポイントの合計額を「ご入金」欄の「利益」欄（「摘要」欄の「月間合計」の列参照）に記載し、これを翌月10日に顧客らに対して振り込むと、「ご出金」欄の「お引き出し」欄に同額を記載し（「摘要」欄の「スワップ引出」の列参照）、当該金額を「スワップ引出」として「残高」から差し引く記載をしていた。

なお、顧客がスワップポイントの反映に対応しない余剰の証拠金の引き出しを行った場合には、口座資産台帳の「摘要」欄に「余剰金引出」と記載されていた。（乙47）

(5) 本件各更正処分及び本件各賦課決定に至る経緯

ア 所得税の確定申告等

(ア) 原告らは、それぞれ、法定申告期限内である平成19年3月15日、阿南税務署長に対し、別表3-1ないし3-3の「確定申告」の各欄記載のとおり、平成18年分所得税の確定申告をしたが、同年7月10日、雑所得の金額に誤りがあったとして、上記各別表の「更正の請求1」の各欄記載のとおり、更正の請求をした。

これを受けて、阿南税務署長は、同年10月10日、原告らに対し、平成18年分所得税につき、上記各別表の「減額更正処分」の各欄記載のとおり、各減額更正処分をした。

さらに、原告らは、平成21年3月18日、阿南税務署長に対し、Aの破産手続終結に伴い雑所得に係る未収入金に貸倒損失が発生したとして、上記各別表の「更正の請求2」の各欄記載のとおり、各更正の請求をしたが、阿南税務署長は、同年7月8日、原告らに対し、更正をすべき理由がない旨の各通知をした。

(イ) 原告らは、それぞれ、法定申告期限内である平成20年3月17日、阿南税務署長に対し、別表4-1ないし4-3の「確定申告」の各欄記載のとおり、平成19年分所得税の確定申告をした。

イ 本件各更正処分及び本件各賦課決定

阿南税務署長は、平成21年7月9日、原告らの平成18年分及び平成19年分所得税につき、別表3-1ないし4-3の「本件更正処分」の各欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。

被告が本訴において主張する原告らの平成18年分及び平成19年分所得税の総所得金額及び納付すべき税額等は別紙5の記載のとおりであり、本件の争点に関する部分を除き、所得税額等の計算の基礎となる金額及び計算方法に争いはない。

(6) 本訴提起に至る経緯等

ア 原告らは、それぞれ、平成21年9月7日、阿南税務署長に対し、本件各更正処分等の全

部の取消しを求めて異議申立てをしたところ、阿南税務署長は、同年11月6日、原告甲及び原告丙の上記異議申立てをいずれも棄却し、原告乙の上記異議申立てのうち、平成18年分更正処分2に対するものを棄却するとともに、別紙4-2の「異議決定」の各欄記載のとおり、原告乙の平成19年分所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定の一部を取り消す旨の各決定をした（この一部取消し後のものが、平成19年分更正処分2及び本件賦課決定2である。）。

イ 原告らは、それぞれ、平成21年12月2日付けで国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成22年1月29日、上記各審査請求をいずれも棄却する旨の各裁決をした。

ウ 原告らは、平成23年4月25日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

3 争点

(1) 本件各更正処分の適法性（原告らの本件FX取引において、各原告による平成18年分及び平成19年分の豪ドルの買注文（建玉）の保有によって生じた本件スワップポイントを当該各年分の雑所得の総収入金額に算入すべきか否か。）

(2) 本件各賦課決定の適法性

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（本件各更正処分の適法性）について

（被告の主張の要旨）

ア 以下の事実関係を総合すれば、本件FX取引について、建玉が決済されない間も、遅くとも毎月末時点では、同月分の日々累積した本件スワップポイントの金額が、本件各取引口座にも同月分の合計額として具体的に反映され、受払いの対象となっていたのであるから、本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利は確定していたと認められる。

(ア) 本件取引約款等によれば、Aは、スワップポイントを日々計算して、顧客の口座に累積させており、原告らが本邦通貨より高い金利の取引通貨を売付ける場合、その金利差を基に算出される額をAに支払うものとし、原告らが買付ける場合には、Aからその金利差を基に算出される額を受領することができるものとされ、原告らが本邦通貨より低い金利の取引通貨を売付ける場合は、その金利差を基に算出される額をAから受領することができ、原告らが買付ける場合においては、その金利差を基に算出される額をAに支払うものとされていた（本件取引約款21条、本件取引ガイド）。

また、Aは、本件FX取引につき、高金利通貨である豪ドルを長期保有し、その間決済を待たずに固定のスワップポイントで安定した収益を上げることを目的とした商品として周知し、顧客もそのように認識し、本件FX取引のパンフレット等によって、具体的に、建玉の反対売買による決済なしで、毎日一定額のスワップポイントが計算され、毎月1か月分のスワップポイントを顧客が受領できる旨の説明をしていた。

(イ) 本件FX取引において、取引証拠金、建玉の転売又は買戻しによる最終決済を行った場合の確定差損益金、その他授受する金銭は、全て原告らの本件各取引口座において処理されることとなっており（本件取引約款1、2条）、Aは、本件FX取引に関し、保有ロット、保有日数に応じて計算した本件スワップポイントの1か月分の合計額を「個別スワップ」益として、毎月末、本件口座資産台帳の「利益」欄に記載し、その金額について、原告らに「売買・取引口座明細報告書」及び「残高照合通知書」によって通知をし、翌月

10日には本件各銀行口座に振り込んでおり、受払いの対象としていた。

イ これに対し、原告らは、① G（株式会社Iが開設する外国為替証拠金取引。以下同じ）及び株式会社H（以下「H」という。）による説明を根拠として、本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利は、建玉を反対売買することにより決済をしなければ確定することはない、② 当該課税年度においてFX業者の取引口座に現金の余剰があったため、FX業者において権利確定の以前に返還可能額（本来差し入れておく必要のない余剰の証拠金）の返還（証拠金の仮払い又は先払い）をしたに過ぎず、決済によって確定した利益に当たらず、貸借取引にすぎない、③ FX取引に係る所得税の課税が、全国的にばらばらな解釈に基づいてされており、課税実務上もこのような問題点が認識されていたところ、平成23年度税制改正において、店頭デリバティブ取引も市場デリバティブ取引と同等の取扱いを受けることに改正されたとした上で、FX取引に係る所得についてもこのような立法的解決がされるまでは、課税自体が許されないなどと主張しているが、以下に述べるとおり、いずれも理由がない。

(ア) 上記①については、Gのスワップポイントは、本件スワップポイントとは異なり、建玉が反対売買されたときに初めて取引口座の残高に加算又は減算され、建玉の決済をすることなくスワップポイントを受け取ることができないという違いがあるから、本件スワップポイントをGのスワップポイントと同一に扱う根拠はないし、Hなど他の業者が取り扱う他のFX取引でも、必ずスワップポイントは建玉の決済前には課税所得とならないなどと扱われているものでもないから、これらの取扱いを引用する原告らの主張は失当である。

(イ) 次に、上記②についても、そもそも、被告は、原告らの本件銀行口座への金員の振込みをもって所得の実現があったと主張しているわけではないから、原告らの上記主張は前提を誤っている。

また、㊦ 本件口座資産台帳には、毎月末に同月分本件スワップポイントの金額が口座残高に反映され受払いの対象となった後に、同一金額が「スワップ引出」（「余剰金引出」とは記載されていない。）と記載されて翌月10日に金員が出金されていること、㊧ 本件取引約款等によれば、本件FX取引に係る未確定利益の「仮払い」又は「先払い」を可能とする記載はされていないし、預託すべき取引証拠金の額を超過する場合において、返還可能額の範囲で、顧客から返還請求があったときは、その請求があった日から起算して4営業日以内に当該請求に関わる額を返還するものとされているところ、原告らがこのような返還請求や仮払い又は先払いの指示・依頼を行った事実は特になく、「残高照合通知書」等には、「仮払い」又は「先払い」がされた旨の記載や「仮払い」又は「先払い」がされた金員が返還又は充当された旨の記載も一切なく、「⑧返還可能額」の金額は常に零円となっており、本件各取引口座に返還可能額はなかったことからすれば、本件各銀行口座に振り込まれた金員は、原告らが主張するような余剰の証拠金の返金や未確定利益の仮払い又は先払いという趣旨ではなく、前月末に確定した本件スワップポイントに係る金員の趣旨であったと認められ、当該振込みの事実は、毎月末に本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利の確定があったことを根拠付ける重要な事実であるから、この点からも原告らの上記主張は理由がない。

そして、建玉の決済（反対売買）の際に、原告らが主張するように将来発生が見込まれるべき決済後の利益についての仮払い又は先払いとして振り込まれていたものにすぎない

いのであれば、確定の時に、仮払いとして振り込まれた金員についての精算がされ、「口座資産台帳」や「売買報告書」にそれをうかがわせる記載があつてしかるべきであるところ、本件F X取引に係る資料をみてもそのような記載は存せず、精算がされていたとはいえないから、原告らの主張は理由がない。

(ウ) 上記③については、本件で争いとなっている所得税は平成18年分及び平成19年分のものであるから、原告ら指摘の平成23年度税制改正（原告らが指摘するように、F X取引に係る所得税の課税上の取扱いについて統一が取れていなかったことを是正するためのものではなく、店頭デリバティブ取引等と取引所金融先物取引等これと類似する金融商品との間で課税の中立性を高めるための税制改正である。）は何ら関係がなく、これをもって、本件各更正処分が違法とされる理由とはならないし、原告らが指摘するようなF X取引の取扱いについて統一が取れていなかったとの事実や処分行政庁が恣意的な課税処分をした事実も認められず、原告らの主張には理由がない。

ウ 以上のとおり、本件スワップポイントの金額は、建玉が決済されない間においても、あらかじめ決まっていた1万豪ドル当たりの1日分の固定金額と保有ロット数に応じて計算される金額が日々累積し、本件各取引口座にも、毎月末には、かかる固定金額、保有ロット数及び同月の保有日数に応じて確定的に計算される1か月分の合計額が具体的に反映され、受払いの対象となっていたのであるから（実際に、当該金額が原告らに通知された上で、原告らの本件各銀行口座に振り込まれていた。）、遅くとも本件各取引口座に実際に反映された毎月末の時点には、本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利は確定していたものと認められ、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があつたものと認められる（所得税法36条1項）。

よって、本件各更正処分は適法である。

（原告らの主張の要旨）

ア 権利確定主義は、現金の収入・支出にかかわらず、取引の事実が発生した時、すなわち法的に権利が確定した時点で収入を計上するという原則であるところ、本件F X取引については、以下のとおり、決済がされておらず、損益やその金額も確定していないことになるから、所得は発生しておらず、その認識をすることもできない。

(ア) F X取引は、金利通貨スワップであつて、為替の変動と金利水準の変化という二つの要因が利益損失の決定要因として働くところ、為替相場や金利水準は日々変動するから、実際に決済を試みるのでなければ利益損失の確定をすることができない性格のものである。金利スワップの利ざやであるスワップポイントも、プラスにもマイナスにもなるものである。このように、F X取引においては、一般的に権利を確定させるために決済が必要であり、明示的な決済がされていない段階においては、所得の発生を認識することはできないといわざるを得ない（Gが取り扱う商品では、金融商品取引所における所得の計算がF X取引の決済に掛からしめられており、所得の発生の認識において、取引所取引と店頭取引とで区別しなければならない具体的、直接的な理由は存在しないし、Hのウェブサイト上でも未決済の建玉は決済した年に確定申告の対象となる旨の記載がされている。）。

そして、本件F X取引は、原告らとAとの間で日々決済をして利益を確定させる契約ではなく（被告は、その主張の前提として、本件取引約款等各種資料について、原告らとA間で合意されていると主張しているが、当該合意の有無については立証されていない。）、

実際の取引でも平成18年及び平成19年において決済されておらず、利益の額は確定していなかったから、所得の発生を認識することはできない（Aは平成●年に倒産して、本件FX取引は強制決済となっており、この結果、原告らに平成20年度所得税の計算において多額の雑損失が生じている。この雑損失については、損益通算が認められていないため、税務上の救済を受けることもできない。）。

(イ) FX取引においては、収益の発生と認識とは損失の発生と認識との双方向で考察すべきところ、取引追証拠金を求められた場合、その段階でこれに対応する損失の発生は認識されないから、一方で、必要な金額を超えた証拠金が取引口座に預託されていて、その返還を受けることがあったとしても、この一事をもって収益の発生を認識する契機になるものとは解されず、単に権利確定以前に余剰証拠金を返還したにすぎないものと解される。

Aから原告らの本件各銀行口座に、本件FX取引に関して振込送金がされているが、これは、当該課税年度において本件各取引口座に現金の余剰があったため、FX業者において権利確定以前に返還可能額（本来差入れしておく必要のない余剰の証拠金）の返還をしたにすぎない。すなわち、上記の振込送金は、いわば仮払い又は先払いを受けてその使用はできるものの、法的には決済がされて計算が終了した際に必要があれば、必要額を返戻したり、追加的な支払をしたりしなければならないことになる（本件スワップポイントは、被告が主張するような固定額ではなく、スワップポイントという名だけを借りて、難解な取引の将来の利益の見込みを概算額で仮払いするものにすぎない。）。

そして、Aは、低い倍率での証拠金の差入れで多額の取引を行うことができる方針を採っていたことからすると、計算上はあり得た返還可能額をいわば担保として、仮払いをしていたにすぎない。

そうすると、本件スワップポイントに係る取引は所得の発生するような損益取引ではなく、貸借取引にすぎず、本件各取引口座から本件各銀行口座への振込みによって、本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利が確定していたとはいえない（実際にもAは、レバレッジを低く抑えて低い倍率での証拠金の差入れで多額の取引を行うことができる方針を採っていることから、そのため多額の証拠金を担保として貸借取引していたにすぎないといえるし、原告らにおいても、この点は理解しており、必要であれば、証拠金を返還しなければならないことを了解していた。）。

イ FX取引の個人の所得税の課税については、これまで、税務署長が恣意的に収入があったと認定する年分については所得税の課税がされるのに対し、損失があった年分については繰越控除の規定等の救済措置がないため、損失の控除を認めないなど、恣意的で全国的にばらばらな法解釈に基づいて課税処分がされており、不当・不公平な結果を招くことになっていたところ、このような問題があることが既に自覚されていたのであるから、店頭デリバティブ取引についても、これまで損失の繰越控除を認めていた市場デリバティブ取引と同等の取扱いとした平成23年度税制改正のような立法的解決が図られるまでは、所得税法に規定されたとおり、権利確定主義に基づいて課税すべきであって、上記のようなばらばらな取扱いに基づいて恣意的にされた本件各更正処分は、租税法律主義に違反し、違法である。

(2) 争点(2) (本件各賦課決定の適法性)

(被告の主張の要旨)

原告らに対する本件各更正処分はいずれも適法であり、本件各更正処分により新たに納付す

べき税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該各更正処分前における税額の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法65条4項にいう正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

よって、本件各賦課決定はいずれも適法である。

(原告らの主張の要旨)

本件FX取引によって、原告らに雑所得は発生していないから、これが発生していることを前提としてされた本件各更正処分は上記のとおり違法であり、それらを前提とした本件各賦課決定は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各更正処分の適法性) について

(1) 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において「収入すべき金額」と定め、収入した金額によるとしていないことからすると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同40年9月8日第二小法廷決定・刑集19巻6号630頁、同昭和●●年（〇〇）第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁、同●●年（〇〇）第●●号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）。

そして、いかなる場合に上記の収入の原因となる権利が確定するかについては、所得税法やその他関係法令を見ても特に定められておらず、収入の原因となる取引行為にも様々な種類の取引があり得ることからすると、各種の取引ごとにその特質を考慮して決定せざるを得ないものと解されるが、現実の収入がなくても、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったときは、権利が確定したといい得るものと解される。

(2) そこで、前提事実及び掲記の証拠で認定した本件FX取引についてみると、以下の事実が認められる。

① 本件取引約款、本件取引ガイドによれば、スワップポイント（スワップ金利）は、Aがその裁量によって毎日決済する、建玉から発生する本邦通貨と取引通貨における金利差相当額をいい、顧客が高金利通貨を低金利通貨で購入した場合、為替の変動とは関係なく、顧客の取引口座に取引数量に応じたスワップポイントが毎日積み立てられ、反対に高金利通貨を売る取引をした場合には、低金利通貨で高金利通貨を売ることになるので、顧客は、受取金利から借入金利を差し引き、マイナスとなった金利差額に対応するスワップポイントを建玉を決済するまでの間、Aに対し、日々支払うこととされていた。

② 原告らが、その有する建玉について、Aに対する指示に基づき反対売買（転売又は買戻し）をしたときは、Aはその約定値段等において確定差損益金を計算し、Aに開設した本件各取引口座に累積させて、直接当該通貨の売買代金を授受することなく、取引を終了（決済）することになり、毎月末にこの累積が原告の益勘定となった場合には、原告らの選択により、Aへの預託証拠金とするか原告らの本件各銀行口座に振り込んでもらうこととなるところ、この確定差損益金には、後記③のとおり算定されるスワップポイント（Aに指示を出した日

の属する月の1か月分の累積額と思われる。)、手数料及び手数料に係る消費税も含まれるものとされている(本件取引約款4条、5条、21条1項、28条2項)。

③ 他方、顧客が決済注文をせずロールオーバーをした場合であっても、Aは顧客の建玉に対して毎営業日に帳入値段(東京外国為替市場の終値)を用いて値洗いをを行い、未確定差損益金、スワップポイント、往復の手数料及び手数料に係る消費税を顧客の通貨証拠金取引口座に日々累積させており、このうち、未確定差損益金については、「仮払い」又は「先払い」を可能とすることが本件取引約款等に定められてはいない一方、スワップポイントについては、顧客は、毎月10日(乙30の「各商品お取引概要」上は、特にスワップポイントを受領できる日は具体的には定められていないが、平成18年には、「残高照合通知書」に関する「報告書の見方」が作成され、当月最終営業日までのスワップポイントが翌月10日に支払われることが原告ら顧客に周知されていたものと認められる。乙40)、スワップポイント単価に保有ロット数を乗じ、更に保有日数を乗じて算出されるスワップポイントを日本円で受領することができるものとされていて(本件取引約款20条、21条、本件取引ガイド)、原告らは、Aから、毎月1日頃には、本件各取引口座に前月最終営業日まで累積したスワップポイント額の通知を受け、毎月10日、「余剰金引出」ではなく「スワップ引出」という形で本件各銀行口座に上記金額の本件スワップポイントの振込みを受けていた(乙41ないし47)。

④ Aは、原告らに対する債権の担保として、預託証拠金、未確定差損益金その他の金銭又は物件を留保でき、また、Aと原告との間での本件FX取引に関する債権債務の相殺をすることができるが、前者については、いずれの場合も本件各取引口座に預託されている証拠金等の限度でAの債権の引当ての対象となっているにとどまり、受払いがされて、原告らの本件各銀行口座にAから入金された確定差損益金やスワップポイント等の金員に係る預金等債権は、これに対して担保が設定されていたり、相殺(予約)の対象となったりしてはいない(本件取引約款31条、36条、本件取引ガイド)。

以上のとおり、㊲ Aにおいては、保有数量に応じたスワップポイントが毎日積み立てられ、前月最終営業日時点のスワップポイントの累積額が原告らの本件各取引口座に反映され、翌月1日頃の日付で原告らに通知できる状態となっていたこと、㊱ 原告らは、Aから、毎月10日、本件各銀行口座に前月最終営業日までの本件スワップポイントの振込みを受けているところ、受払いがされて、原告らの本件各銀行口座にAから入金された本件スワップポイントの金員に係る預金等債権は、これに対して担保が設定されていたり、相殺(予約)の対象となったりしておらず、原告らは、本件各銀行口座から自由に本件スワップポイントに係る金員を引き出すことができることなどの本件FX取引の実態に照らすと、本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利は、遅くとも毎月の最終営業日時点では、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったといえることができる。そうすると、毎月の最終営業日時点で本件スワップポイントに係る収入の原因となる権利は確定していたといえることができ、この時点のスワップポイント額は、所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」に該当するものと認められる。

(3) これに対し、原告らは、㊱ FX取引においては、大手の事業者が取り扱うFX取引がそうであるように、一般的に権利を確定させるために決済が必要であり、明示的な決済がされな

ければ所得の発生を認識できないところ、本件F X取引は、日々決済をして利益を確定する取引・契約ではなく、平成18年分及び平成19年分の本件F X取引でも決済はされていなかったため、所得の発生は認識できない、② 原告らの銀行口座に振り込まれた本件スワップポイントは、Aが権利確定以前に余剰証拠金を返還（仮払い又は先払い）したものにすぎず、原告らにおいて決済時に損失が発生すれば、必要額を取引追証拠金として預託しなければならないから、収入の原因となる権利は確定していない、③ 恣意的で全国的にばらばらな法解釈を改める平成23年度税制改正（平成23年法律第82号）のような立法的解決が図られるまでは、所得税法に規定されたとおり、権利確定主義に基づいて課税すべきであったのに、本件各更正処分は、上記のようなばらばらな取扱いに基づいて恣意的にされたものであるから、租税法律主義に違反しているなどと主張している。

ア まず、上記①については、Hが取り扱うF X取引においても、建玉の決済とは無関係にスワップポイントを顧客が受領し得る種類の取引があり、受領したスワップポイントが課税所得の対象となると説明されているものもあるし（乙53）、所得税法36条1項がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税に当たって常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものであることからすると、F X取引における決済は、上記の収入の原因となる権利の確定を基礎付ける一事情にすぎず、これがないからといって、収入の原因となる権利が確定することはないという関係にはない。

そして、Gが取り扱うF X取引のスワップポイントについては、その契約上、建玉が反対売買されたときに初めて取引口座に加算又は減算され、建玉の決済をすることなくスワップポイントを受け取ることができないとされているのに対し、本件スワップポイントは、上記(2)でみたように、その契約上、原告らによる建玉の反対売買等の決済とは無関係に、日々発生するスワップポイントが原告らの本件各取引口座に累積され、保有ロット数や保有日数（前月最終営業日から当月最終営業日）を乗じた1月分が原告らの本件各銀行口座に振り込まれ、これを受領することができるというのであるから、原告らの上記①の主張は、その前提を誤るものといわざるを得ない。

これに対し、原告らは、本件F X取引については、決済という行為があつて初めて利益が確定することや、決済がない限り利益と損失が確定しないこと等を内容とする本件取引約款等の内容とは別段の口頭の合意が成立していたかのように主張し、丁や原告ら自身もこれに沿う供述（甲3、4）をしている。

しかし、一般に、F X取引のように複雑かつ定型化的な金融商品取引においては、顧客が約款に承諾することによって取引が開始されるところ、このような約款取引においては、顧客において反対の意思表示をしたり、当該約款に記載されている条項が公序良俗に反するなど不合理なものや単なる例文にすぎないと目すべきものである等の特段の事情でもない限り、約款の定めるところをもって契約内容とする旨の包括的な合意をする意思であると推認すべきであるし、そのような事実たる慣習が成立しているということもできる（民法92条参照）。これを本件についてみると、「E 口座開設申込書」（乙63ないし65）には、「お取引ガイド」（本件取引ガイド）、「E通貨証拠金取引約款」を受領したとの記載があり、これには原告ら名下の署名がされ、その印影が原告らの印章により顕出されたことについては、

原告らも積極的に争うものではなく、原告らにおいて、本件F X取引開始時から、本件取引約款や本件取引ガイドの内容は知悉し得たところ、原告らにおいて、特段これに異議をとどめた形跡もないことからすると、本件取引約款等は本件F X取引の契約内容を構成するものと十分推認することができる。また、本件全証拠を見ても、丁や原告らの供述以外に、原告らとAとの間に本件取引約款等とは別段の合意が存在したことをうかがわせる客観的な証拠は特に見当たらないし、丁や原告らの供述を見ても、上記合意をするに至った経緯や原告らの銀行口座に本件スワップポイントが振り込まれている点等について何ら合理的な説明がされておらず、そもそも、これらの供述は、本件F X取引開始時にされたものではなく、本件訴え提起後1年を経過してされた事後的なものである上、Aは破産手続開始決定を受け、結局、原告らに本件F X取引に関する少くない損害が生じており、丁と原告らが親戚関係にあることからすれば、丁において上記損害に関する責任を感じて、原告らの主張内容に沿った供述をしている疑いが極めて強く認められ、上記供述を信用することはできない。

そうすると、原告ら主張のように、原告らとAとの間で本件F X取引に関して本件取引約款等とは別段の合意がされたとは認められず、この別段の合意が存在したことを理由に、平成18年分及び平成19年分の本件F X取引について、決済がされていないから所得の発生は認識できないとする原告らの主張は、その前提を欠いていて理由がなく、採用することができない。

イ 次に、上記②のうち、原告らの銀行口座に振り込まれた本件スワップポイントは、Aが権利確定以前に余剰証拠金を返還したものにすぎないとの主張については、㊦ 余剰証拠金が顧客が預託した証拠金につき預託すべき取引証拠金の額を超過する場合に発生するものであって（本件取引約款28条1項参照）、上記(2)や上記アで説示した本件スワップポイントと発生根拠が全く異なっていること、㊧ 本件スワップポイントは特段顧客の請求がなくとも発生していれば毎月10日に顧客の指定銀行口座に振り込まれるものであるのに対し、余剰証拠金は同項からすると顧客の個々の返還請求が必要とされていて、受領手続も全く異なること、㊨ その他、本件全証拠をみても、「⑧返還可能額」の金額は常に零円となっており、本件各取引口座に返還可能額は存しなかったのであって、本件スワップポイントの振込みが余剰証拠金の返還としてされたと認めるに足りるものは見当たらないことからすると、原告らの上記主張は前提を欠いているものといわざるを得ない。

また、本件スワップポイントの振込みとは別途、個々の決済により本件F X取引において損失が発生した場合には、本件取引約款上も、取引追証拠金をAに預託しなければ取引の継続をすることができないことは認められるものの（本件取引約款25条、30条）、これを超えて、本件F X取引における契約上、本件スワップポイントが振り込まれる顧客の銀行口座の預金等債権に対して取引追証拠金等Aの債権の担保が設定されたり、これを引き当てとした相殺がされたりすることとはされておらず（また、本件全証拠を見ても、このような合意が成立していたことをうかがわせる事情も存しない。）、本件スワップポイントが振り込まれた顧客の銀行口座に由来した金員が取引追証拠金としてAに納付されたとしても、それは振替が予定されている通貨証拠金取引口座内に存在する資金を振り替えたのではなく、顧客の銀行口座（普通預金口座）に振り込まれて顧客の財産に確定的に帰属した預金等債権の中から、改めて払戻しを受けたり、送金をしたりするなどして納付するものにすぎず、原告らが主張するような仮払金の返還、すなわち貸借取引がされたものいうことはできない（貸借

の合意が存したという事情も認められない。)

よって、原告らの上記②の主張は理由がなく、採用することができない。

ウ そして、原告らの上記③の主張はその論旨が必ずしも明確ではないが、まず、本件各更正処分の際、FX取引に関する個人の所得税の課税について、処分行政庁を含めた課税庁が、全国的にばらばらな法解釈をしていて、それに基づいて、恣意的に利益があったと認定した年分について課税をしていたとは本件全証拠をもってしても認められない(なお、特別措置法41条の14及び41条の15の規定を店頭デリバティブ取引に該当する差金等決済に係る雑所得にも適用を拡大する平成23年度税制改正(平成23年法律第82号)は、平成19年9月30日の金融商品取引法施行で、新たに「店頭デリバティブ取引」が規制の対象となって、投資家保護のための規制強化が図られたことを踏まえて、金融商品間の課税の中立性を高める観点からされたものであって、原告らが主張するようなFX取引に係る所得税の課税についてのばらばらな取扱いを是正するためにされたものではない。)

また、本件各更正処分は、上記説示のとおり、権利確定主義に基づいて適正に行われたものであり、恣意的な処分であるということとはできない。

よって、原告らの上記③の主張は、その前提を欠く主張であって理由がなく、採用することができない。

(4) 以上検討のとおり、Aにおいて、翌月1日頃に原告らに通知されて受払いの対象となっていた毎月分のスワップポイントの金額は、所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」に該当するといえることができる(なお、所得税法35条1項により、これを収入金額として生じた所得は雑所得に該当する。)

したがって、本件FX取引に係る本件スワップポイントを平成18年分又は平成19年分の雑所得の総収入金額に算入してされた本件各更正処分はいずれも適法である(別紙5。なお、別紙5第3の1で認定した原告丙の各年分の総所得金額及び納付すべき税額は、平成18年分更正処分3及び平成19年分更正処分3の各総所得金額及び各納付すべき税額を上回っており、上記各更正処分も適法である。)

2 争点(2)(本件各賦課決定の適法性)について

以上のとおり、本件FX取引に係る本件スワップポイントを総収入金額に算入してされた平成19年分更正処分1ないし3はいずれも適法であり、これにより原告甲が新たに納付すべき税額77万9600円、原告乙が新たに納付すべき税額216万5900円、原告丙が新たに納付すべき税額82万7000円については、本件全証拠を見ても、その計算の基礎となった事実について、原告らがこれを計算の基礎としなかったことに国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、本件各賦課決定も適法である。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 富澤 賢一郎

裁判官 菅野 昌彦

(別紙1)

指定代理人目録

新保 裕子	片野 美千子	尾上 幸男	船井 孝行
菊池 豊	松本 浩伸	濱 孝幸	黒川 美穂

以上

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成18年分・原告甲）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	H18.6.1	380,000	40,000	340,000
	豪ドル	H18.6.1	420,000	40,000	380,000
	合計		800,000	80,000	720,000

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ 7,761,150\text{円} &= 800,000\text{円} - 80,000\text{円} + \left[7,047,450\text{円} \right] - 6,300\text{円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	B	口	日	円	円	521,600
	C	130	31	70	282,100	
	C	70	31	100	217,000	
2月分	B	130	28	70	254,800	520,800
	C	95	28	100	266,000	
	C	25	9	100	22,500	
3月分	B	130	31	70	282,100	576,600
	C	95	31	100	294,500	
	C	25	9	100	22,500	
4月分	B	130	30	70	273,000	558,000
	C	95	30	100	285,000	
	C	25	9	100	22,500	
5月分	B	130	31	70	282,100	576,600
	C	95	31	100	294,500	
	C	25	9	100	22,500	
6月分	D	185	29	110	590,150	590,150
7月分	D	185	31	110	630,850	630,850
8月分	D	185	31	110	630,850	630,850
9月分	D	185	29	110	590,150	590,150
10月分	D	185	32	110	651,200	651,200
11月分	D	185	30	110	610,500	610,500
12月分	D	185	29	110	590,150	590,150
合計						7,047,450

表3 原告甲への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H18.2.10	円	円	円
		521,075	525	521,600
2月分	H18.3.10	520,275	525	520,800
3月分	H18.4.10	576,075	525	576,600
4月分	H18.5.10	557,475	525	558,000
5月分	H18.6.12	576,075	525	576,600
6月分	H18.7.10	589,625	525	590,150
7月分	H18.8.10	630,325	525	630,850
8月分	H18.9.11	630,325	525	630,850
9月分	H18.10.10	589,625	525	590,150
10月分	H18.11.10	650,675	525	651,200
11月分	H18.12.11	609,975	525	610,500
12月分	H19.1.10	589,625	525	590,150
合計		7,041,150	6,300	7,047,450

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成19年分・原告甲）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	—	—	—	—
	豪ドル	—	—	—	—
	合計		—	—	—

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ &= \text{(売買益の額 - 手数料)} + \left[\text{5,555,550円} \right] - \text{4,725円} \\ &= \text{5,550,825円} \quad \text{0円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	D	口	日	円	円	円
		185	33	110	671,550	671,550
2月分	D	185	28	110	569,800	569,800
3月分	D	185	30	110	610,500	610,500
4月分	D	185	28	110	569,800	569,800
5月分	D	185	34	110	691,900	691,900
6月分	D	185	29	110	590,150	590,150
7月分	D	185	32	110	651,200	651,200
8月分	D	185	31	110	630,850	630,850
9月分	D	185	28	110	569,800	569,800
10月分	—	—	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—	—	—
合計						5,555,550

表3 原告甲への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H19.2.13	円	円	円
		671,025	525	671,550
2月分	H19.3.12	569,275	525	569,800
3月分	H19.4.10	609,975	525	610,500
4月分	H19.5.10	569,275	525	569,800
5月分	H19.6.11	691,375	525	691,900
6月分	H19.7.10	589,625	525	590,150
7月分	H19.8.10	650,675	525	651,200
8月分	H19.9.10	630,325	525	630,850
9月分	H19.10.10	569,275	525	569,800
10月分	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—
合計		5,550,825	4,725	5,555,550

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成18年分・原告乙）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	H18.6.1	760,000	80,000	680,000
	豪ドル	H18.6.1	460,000	40,000	420,000
	合計		1,220,000	120,000	1,100,000

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ &= (760,000 + 460,000 - 120,000) + 10,343,700 - 6,300 \\ &= 11,437,400 \text{円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	B	口	日	円	円	837,000
	C	200	31	70	434,000	
2月分	B	200	28	70	392,000	756,000
	C	130	28	100	364,000	
3月分	B	200	31	70	434,000	837,000
	C	130	31	100	403,000	
4月分	B	200	30	70	420,000	810,000
	C	130	30	100	390,000	
5月分	B	200	31	70	434,000	837,000
	C	130	31	100	403,000	
6月分	D	270	29	110	861,300	861,300
7月分	D	270	31	110	920,700	920,700
8月分	D	270	31	110	920,700	920,700
9月分	D	270	29	110	861,300	861,300
10月分	D	270	32	110	950,400	950,400
11月分	D	270	30	110	891,000	891,000
12月分	D	270	29	110	861,300	861,300
合計						10,343,700

表3 原告乙への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H18.2.10	円	円	円
		836,475	525	837,000
2月分	H18.3.10	755,475	525	756,000
3月分	H18.4.10	836,475	525	837,000
4月分	H18.5.10	809,475	525	810,000
5月分	H18.6.12	836,475	525	837,000
6月分	H18.7.10	860,775	525	861,300
7月分	H18.8.10	920,175	525	920,700
8月分	H18.9.11	920,175	525	920,700
9月分	H18.10.10	860,775	525	861,300
10月分	H18.11.10	949,875	525	950,400
11月分	H18.12.11	890,475	525	891,000
12月分	H19.1.10	860,775	525	861,300
合計		10,337,400	6,300	10,343,700

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成19年分・原告乙）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	—	—	—	—
	豪ドル	—	—	—	—
	合計		—	—	—

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ &= 8,230,975\text{円} + 0\text{円} + \left[8,235,700\text{円} \right] - 4,725\text{円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	D	口	日	円	円	円
		270	33	110	980,100	980,100
2月分	D	270	28	110	831,600	831,600
3月分	D	270	30	110	891,000	891,000
4月分	D	270	28	110	831,600	831,600
5月分	D	270	34	110	1,009,800	1,009,800
6月分	D	10	25	110	27,500	888,800
	D	270	29	110	861,300	
7月分	D	280	32	110	985,600	985,600
8月分	D	280	31	110	954,800	954,800
9月分	D	280	28	110	862,400	862,400
10月分	—	—	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—	—	—
合計						8,235,700

表3 原告乙への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H19.2.13	円	円	円
		979,575	525	980,100
2月分	H19.3.12	831,075	525	831,600
3月分	H19.4.10	890,475	525	891,000
4月分	H19.5.10	831,075	525	831,600
5月分	H19.6.11	1,009,275	525	1,009,800
6月分	H19.7.10	888,275	525	888,800
7月分	H19.8.10	985,075	525	985,600
8月分	H19.9.10	954,275	525	954,800
9月分	H19.10.10	861,875	525	862,400
10月分	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—
合計		8,230,975	4,725	8,235,700

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成18年分・原告丙）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	H18.6.1	310,000	20,000	290,000
	豪ドル	H18.6.1	100,000	40,000	60,000
	合計		410,000	60,000	350,000

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ 6,352,550\text{円} &= 410,000\text{円} - 60,000\text{円} + \left[6,010,950\text{円} \right] - 8,400\text{円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	B	口	日	円	円	465,000
	C	100	31	70	217,000	
2月分	B	80	31	100	248,000	420,000
	C	100	28	70	196,000	
3月分	B	80	28	100	224,000	465,000
	C	100	31	70	217,000	
4月分	B	80	31	100	248,000	452,000
	C	100	30	70	210,000	
	C	80	30	100	240,000	
5月分	B	5	4	100	2,000	480,500
	C	100	31	70	217,000	
6月分	B	85	31	100	263,500	494,450
	D	155	29	110	494,450	
7月分	B	155	31	110	528,550	528,550
	D	155	31	110	528,550	
8月分	B	155	29	110	494,450	525,250
	D	10	28	110	30,800	
10月分	B	165	32	110	580,800	580,800
	D	165	30	110	544,500	
11月分	B	165	29	110	526,350	526,350
	D	165	29	110	526,350	
合計						6,010,950

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

表3 原告丙への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H18.2.10	円	円	円
		464,475	525	465,000
2月分	H18.3.10	419,475	525	420,000
		464,475	525	465,000
3月分	H18.4.10	451,475	525	452,000
		479,975	525	480,500
4月分	H18.5.10	493,925	525	494,450
		493,925	525	494,450
5月分	H18.6.12	545,075	525	545,600
		34,675	525	35,200
6月分	H18.7.10	510,975	525	511,500
		32,475	525	33,000
7月分	H18.8.10	493,925	525	494,450
		31,375	525	31,900
8月分	H18.9.11	6,002,550	8,400	6,010,950
		6,002,550	8,400	6,010,950
9月分	H18.10.10	493,925	525	494,450
		30,275	525	30,800
10月分	H18.11.10	545,075	525	545,600
		34,675	525	35,200
11月分	H18.12.11	510,975	525	511,500
		32,475	525	33,000
12月分	H19.1.10	493,925	525	494,450
		31,375	525	31,900
合計		6,002,550	8,400	6,010,950

本件FX取引に係る雑所得の金額（平成19年分・原告丙）

表1 為替差損益金の額

為替取引	通貨	決済年月日	売買益の額	手数料	差引金額
	豪ドル	—	—	—	—
	豪ドル	—	—	—	—
	合計		—	—	—

$$\begin{aligned} \text{○雑所得の金額} &= \text{為替差損益金の額} + \left[\text{本件スワップポイントに係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ &= \text{(売買益の額－手数料)} + \left[\text{に係る通知金額} \right] - \text{振込手数料} \\ 4,945,500\text{円} &= 0\text{円} + \left[4,954,950\text{円} \right] - 9,450\text{円} \end{aligned}$$

表2 本件スワップポイントに係る通知金額

項目	商品名	保有ロット	保有日数	スワップポイント	計	通知金額
		①	②	③	①×②×③	
1月分	D	口	日	円	円	円
		165	33	110	598,950	598,950
2月分	D	165	28	110	508,200	508,200
3月分	D	165	30	110	544,500	544,500
4月分	D	165	28	110	508,200	508,200
5月分	D	165	34	110	617,100	617,100
6月分	D	165	29	110	526,350	526,350
7月分	D	165	32	110	580,800	580,800
8月分	D	165	31	110	562,650	562,650
9月分	D	165	28	110	508,200	508,200
10月分	—	—	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—	—	—
合計						4,954,950

表3 原告丙への振込金額

項目	振込年月日	振込金額	振込手数料	合計額
		①	②	①+②
1月分	H19.2.13	562,125	525	562,650
	H19.2.13	35,775	525	36,300
2月分	H19.3.12	476,875	525	477,400
	H19.3.12	30,275	525	30,800
3月分	H19.4.10	510,975	525	511,500
	H19.4.10	32,475	525	33,000
4月分	H19.5.10	476,875	525	477,400
	H19.5.10	30,275	525	30,800
5月分	H19.6.11	579,175	525	579,700
	H19.6.11	36,875	525	37,400
6月分	H19.7.10	493,925	525	494,450
	H19.7.10	31,375	525	31,900
7月分	H19.8.10	545,075	525	545,600
	H19.8.10	34,675	525	35,200
8月分	H19.9.10	528,025	525	528,550
	H19.9.10	33,575	525	34,100
9月分	H19.10.10	476,875	525	477,400
	H19.10.10	30,275	525	30,800
10月分	—	—	—	—
11月分	—	—	—	—
12月分	—	—	—	—
合計		4,945,500	9,450	4,954,950

(注1) 商品名のB、C及びDは、それぞれB、C及びDを表す。

(注2) 保有日数は、平成18年5月分までは、その月の日数により、平成18年6月分からは、土曜日又は日曜日が月末となる場合には、翌月の日数に加算される。

本件各更正処分等の経緯（平成18年分・原告甲）

(単位：円)

項目	確定申告	更正の請求1	減額更正処分	更正の請求2	通知処分	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日	19.3.15	19.7.10	19.10.10	21.3.18	21.7.8	21.7.9	21.9.7	21.11.6	21.12.2	22.11.29
総所得金額①	8,457,471	1,832,821	3,844,621	3,091,021	更正をすべき理由がない旨の通知	8,451,171	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
内 不動産所得の金額②	140,021	140,021	140,021	140,021		140,021				
給与所得の金額③	550,000	550,000	550,000	550,000		550,000				
雑所得の金額④	7,767,450	1,142,800	3,154,600	2,401,000		7,761,150				
所得控除の額の合計額⑤	421,827	421,827	421,827	421,827		421,827				
内 社会保険料控除の金額⑥										
生命保険料控除の金額⑦	41,827	41,827	41,827	41,827		41,827				
損害保険料控除の金額⑧										
基礎控除の金額⑨	380,000	380,000	380,000	380,000		380,000				
課税総所得金額⑩	8,035,000	1,410,000	3,422,000	2,669,000		8,029,000				
課税総所得金額に対する税額⑪	1,277,000	141,000	354,400	266,900		1,275,800				
定率減税額⑫	125,000	14,100	35,440	26,690		125,000				
源泉徴収税額⑬	11,500	11,500	11,500	11,500		11,500				
納付すべき税額⑭	1,140,500	115,400	307,400	228,700		1,139,300				

本件各更正処分等の経緯（平成18年分・原告乙）

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求1	減額更正処分	更正の請求2	通知処分	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		19. 3. 15	19. 7. 10	19. 10. 10	21. 3. 18	21. 7. 8	21. 7. 9	21. 9. 7	21. 11. 6	21. 12. 2	22. 11. 29
総	所得金額①	17,461,288	7,751,788	10,760,388	9,609,988	更正をすべき理由がない旨の通知	17,454,988	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
内	不動産所得の金額②	4,097,588	4,097,588	4,097,588	4,097,588		4,097,588				
	給与所得の金額③	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000		1,920,000				
訳	雑所得の金額④	11,443,700	1,734,200	4,742,800	3,592,400		11,437,400				
所得控除の額の合計額⑤		1,099,100	1,099,100	1,099,100	1,099,100		1,099,100				
内	社会保険料控除の金額⑥	666,100	666,100	666,100	666,100		666,100				
	生命保険料控除の金額⑦	50,000	50,000	50,000	50,000		50,000				
	損害保険料控除の金額⑧	3,000	3,000	3,000	3,000		3,000				
訳	基礎控除の金額⑨	380,000	380,000	380,000	380,000		380,000				
課税総所得金額⑩		16,362,000	6,652,000	9,661,000	8,510,000		16,355,000				
課税総所得金額に対する税額⑪		3,678,600	1,000,400	1,668,300	1,372,000		3,676,500				
定率減税額⑫		125,000	125,000	125,000	125,000		125,000				
源泉徴収税額⑬		133,800	133,800	133,800	133,800		133,800				
予定納税額⑭		240,000	240,000	240,000	240,000		240,000				
納付すべき税額⑮		3,179,800	501,600	1,169,500	873,200		3,177,700				

本件各更正処分等の経緯（平成18年分・原告丙）

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求1	減額更正処分	更正の請求2	通知処分	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		19. 3. 15	19. 7. 10	19. 10. 10	21. 3. 18	21. 7. 8	21. 7. 9	21. 9. 7	21. 11. 6	21. 12. 2	22. 11. 29
総	所得金額①	9,697,960	4,004,110	7,329,810	5,051,300	更正をすべき理由がない旨の通知	9,560,760	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
内	不動産所得の金額②	1,417,010	1,417,010	1,417,010	1,417,010		1,417,010				
	給与所得の金額③	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000		1,920,000				
訳	雑所得の金額④	6,360,950	667,100	3,992,800	1,714,300		6,223,750				
所得控除の額の合計額⑤		741,760	741,760	741,760	741,760		741,760				
内	社会保険料控除の金額⑥	296,760	296,760	296,760	296,760		296,760				
	生命保険料控除の金額⑦	50,000	50,000	50,000	50,000		50,000				
	損害保険料控除の金額⑧	15,000	15,000	15,000	15,000		15,000				
訳	基礎控除の金額⑨	380,000	380,000	380,000	380,000		380,000				
課税総所得金額⑩		8,956,000	3,262,000	6,588,000	4,309,000		8,819,000				
課税総所得金額に対する税額⑪		1,461,200	326,200	987,600	531,800		1,443,800				
定率減税額⑫		125,000	32,620	98,760	53,180		125,000				
源泉徴収税額⑬		106,000	106,000	106,000	106,000		106,000				
納付すべき税額⑭		1,230,200	187,500	782,800	372,600		1,202,800				

本件各更正処分等の経緯（平成19年分・原告甲）

（単位：円）

項目		確定申告	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		20. 3. 17	21. 7. 9	21. 9. 7	21. 11. 6	21. 12. 2	22. 11. 29
総	所得金額①	1,068,606	6,619,431	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
内	不動産所得の金額②	355,271	355,271				
	給与所得の金額③	713,335	713,335				
訳	雑所得の金額④		5,550,825				
所得控除の額の合計額⑤		421,827	421,827				
内	社会保険料控除の金額⑥	41,827	41,827				
	生命保険料控除の金額⑦						
	地震保険料控除の金額⑧						
訳	基礎控除の金額⑨	380,000	380,000				
課税総所得金額⑩		646,000	6,197,000				
課税総所得金額に対する税額⑪		32,300	811,900				
源泉徴収税額⑫		14,500	14,500				
納付すべき税額⑬		17,800	797,400				
過少申告加算税⑭			90,500				

本件各更正処分等の経緯（平成19年分・原告乙）

（単位：円）

項目		確定申告	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		20.3.17	21.7.9	21.9.7	21.11.6	21.12.2	22.11.29
総	所得金額①	6,092,322	14,323,297	全部の取消し	14,323,297	全部の取消し	棄却
内	不動産所得の金額②	4,172,322	4,172,322		4,172,322		
	給与所得の金額③	1,920,000	1,920,000		1,920,000		
訳	雑所得の金額④		8,230,975		8,230,975		
所得控除の額の合計額⑤		981,080	981,080		1,302,986		
内	医療費控除の金額⑥	—	—		321,906		
	社会保険料控除の金額⑦	589,100	589,100		589,100		
	地震保険料控除の金額⑧	11,980	11,980		11,980		
訳	基礎控除の金額⑨	380,000	380,000		380,000		
課税総所得金額⑩		5,111,000	13,342,000		13,020,000		
課税総所得金額に対する税額⑪		594,700	2,866,860		2,760,600		
源泉徴収税額⑫		46,900	46,900		46,900		
予定納税額⑬		281,400	281,400		281,400		
納付すべき税額⑭		266,400	2,538,500		2,432,300		
過少申告加算税⑮			310,500		294,500		

本件各更正処分等の経緯（平成19年分・原告丙）

（単位：円）

項目		確定申告	本件更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		20.3.17	21.7.9	21.9.7	21.11.6	21.12.2	22.11.29
総	所得金額①	3,182,982	7,832,907	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
内	不動産所得の金額②	1,262,982	1,262,982				
	給与所得の金額③	1,920,000	1,920,000				
	一時所得の金額④	0	0				
訳	雑所得の金額⑤		4,649,925				
所得控除の額の合計額⑥		912,400	912,400				
内	社会保険料控除の金額⑦	467,400	467,400				
	生命保険料控除の金額⑧	50,000	50,000				
	地震保険料控除の金額⑨	15,000	15,000				
訳	基礎控除の金額⑩	380,000	380,000				
課税総所得金額⑪		2,270,000	6,920,000				
課税総所得金額に対する税額⑫		129,500	956,500				
源泉徴収税額⑬		50,300	50,300				
納付すべき税額⑭		79,200	906,200				
過少申告加算税⑮			98,000				

被告主張に係る本件各更正処分等の根拠及び計算

原告らの平成18年分及び平成19年分所得税の総所得金額及び納付すべき税額並びに本件各賦課決定に係る過少申告加算税の額の計算過程は以下のとおりである。

第1 原告甲関係

1 所得税の総所得金額及び納付すべき税額

被告が本訴において主張する原告甲の本件各係争年分の所得税額等は、次のとおりである。

(1) 平成18年分

ア 総所得金額 845万1171円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 14万0021円

上記金額は、原告甲が平成19年3月15日に阿南税務署長に提出した平成18年分の所得税の確定申告書(乙1。以下「平成18年分原告甲確定申告書」という。)に記載した原告甲の平成18年分の不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 55万円

上記金額は、原告甲が平成18年分原告甲確定申告書に記載した原告甲の平成18年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 776万1150円

上記金額は、原告甲が本件FX取引により、平成18年中に得た本件FX取引に係る所得金額である(別表2-1参照)。

イ 所得控除の額の合計額 42万1827円

上記金額は、原告甲が平成18年分原告甲確定申告書に記載した生命保険料控除及び基礎控除の合計額である。

ウ 課税総所得金額 802万9000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額845万1171円から上記イの金額42万1827円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

エ 納付すべき税額 113万9300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額の合計額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 127万5800円

上記金額は、上記ウの金額802万9000円に、所得税法89条1項(ただし、平成18年3月法律第10号による改正前のもの)及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負担軽減措置法」という。)4条(ただし、平成18年3月法律第10号による改正(廃止)前のもの)所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した定率減税額である。

(ウ) 源泉徴収税額 1万1500円

上記金額は、原告甲が平成18年分原告甲確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告甲の平成18年分の源泉徴収された所得税の金額である。

(2) 平成19年分

ア 総所得金額 661万9431円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 35万5271円

上記金額は、原告甲が平成20年3月17日に阿南税務署長に提出した平成19年分の所得税の確定申告書(乙2。以下「平成19年分原告甲確定申告書」という。)に記載した原告甲の平成19年分の不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 71万3335円

上記金額は、原告甲が平成19年分原告甲確定申告書に記載した原告甲の平成19年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 555万0825円

上記金額は、原告甲が平成19年中に得た本件FX取引に係る所得金額である(別表2-2参照)。

イ 所得控除の額の合計額 42万1827円

上記金額は、原告甲が平成19年分原告甲確定申告書に記載した生命保険料控除及び基礎控除の合計額である。

ウ 課税総所得金額 619万7000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額661万9431円から上記イの金額42万1827円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

エ 納付すべき税額 79万7400円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 81万1900円

上記金額は、上記ウの金額619万7000円に、所得税法89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 1万4500円

上記金額は、原告甲が平成19年分原告甲確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告甲の平成19年分の源泉徴収された所得税の金額である。

2 過少申告加算税額 9万0500円

上記1(2)の納付すべき税額を基にすると、平成19年分更正処分1により原告甲が新たに納付すべき税額は77万9600円(乙14の2枚目記載の納付すべき税額79万7400円から、乙2記載の収める税金1万7800円を差し引いた額)となり、平成19年分更正処分1に伴って賦課される過少申告加算税の額は、以下の(1)及び(2)の合計額となる。

(1) 7万7000円

上記金額は、平成19年分更正処分1により原告甲が新たに納付すべきこととなった税額77万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 1万3500円

上記金額は、国税通則法65条2項の規定に基づき、平成19年分更正処分1により原告甲が新たに納付すべきこととなった税額77万9600円のうち期限内申告税額に相当する金額3万2300円と50万円のいずれか多い金額である50万円を超える部分に相当する税額27万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

第2 原告乙関係

1 所得税の総所得金額及び納付すべき税額

被告が本訴において主張する原告乙の本件各係争年分の所得税額等は、次のとおりである。

(1) 平成18年分

ア 総所得金額 1745万4988円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 409万7588円

上記金額は、原告乙が平成19年3月15日に阿南税務署長に提出した平成18年分の所得税の確定申告書（乙3。以下「平成18年分原告乙確定申告書」という。）に記載した原告乙の平成18年分不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 192万円

上記金額は、原告乙が平成18年分原告乙確定申告書に記載した原告乙の平成18年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 1143万7400円

上記金額は、原告乙が平成18年中に得た本件FX取引に係る所得金額である（別表2-3参照）。

イ 所得控除の額の合計額 109万9100円

上記金額は、原告乙が平成18年分原告乙確定申告書に記載した原告乙の社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び基礎控除の合計額である（乙3）。

ウ 課税総所得金額 1635万5000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額1745万4988円から上記イの金額109万9100円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額 317万7700円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)ないし(エ)の各金額の合計額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 367万6500円

上記金額は、上記ウの金額1635万5000円に所得税法89条1項（ただし、平成18年3月法律第10号による改正前のもの）及び負担軽減措置法4条（ただし、平成18年3月法律第10号による改正（廃止）前のもの）所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した定率減税額である。

(ウ) 源泉徴収税額 13万3800円

上記金額は、原告乙が平成18年分原告乙確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告

乙の平成18年分の源泉徴収された所得税の金額である。

(エ) 予定納税額 24万円

上記金額は、原告乙の平成18年分に係る第1期及び第2期の予定納税額である。

(2) 平成19年分

ア 総所得金額 1432万3297円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 417万2332円

上記金額は、原告乙が平成20年3月17日に阿南税務署長に提出した平成19年分の所得税の確定申告書(乙4。以下「平成19年分原告乙確定申告書」という。)に記載した原告乙の平成19年分の不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 192万円

上記金額は、原告乙が平成19年分原告乙確定申告書に記載した原告乙の平成19年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 823万0975円

上記金額は、原告乙が平成19年中に得た本件FX取引に係る所得金額である(別表2-4参照)。

イ 所得控除の額の合計額 130万2986円

上記金額は、医療費控除、社会保険料控除、地震保険料控除及び基礎控除の合計額であり、原告乙が平成19年分原告乙確定申告書に記載した、社会保険料控除の額58万9100円、地震保険料控除の額1万1980円及び基礎控除の額38万円の合計額である98万1080円に、原告乙が平成19年中に支払った医療費である42万1906円(乙23)から、所得税法73条に定める10万円を控除した金額32万1906円を加算したものである。

ウ 課税総所得金額 1302万0000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額1432万3297円から上記イの金額130万2986円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

エ 納付すべき税額 243万2300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額の合計額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 276万0600円

上記金額は、上記ウの金額1302万円に所得税法89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 4万6900円

上記金額は、原告乙が平成19年分原告乙確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告乙の平成19年分の源泉徴収された所得税の金額である。

(ウ) 予定納税額 28万1400円

上記金額は、原告乙の平成19年分に係る第1期及び第2期の予定納税額の合計額である。

2 過少申告加算税額 29万4500円

上記1(2)の納付すべき税額を基にすると、平成19年分更正処分2により原告乙が新たに納付

すべき税額は216万5900円（乙23の3枚目の納付すべき税額243万2300円から、乙4記載の収める税金26万6400円を差し引いた額）となり、平成19年分更正処分2に伴って原告乙に賦課される過少申告加算税の額は、以下の(1)及び(2)の合計額となる。

(1) 21万6000円

上記金額は、平成19年分更正処分2により原告乙が新たに納付すべきこととなった税額216万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 7万8500円

上記金額は、国税通則法65条2項の規定に基づき、平成19年分更正処分2により原告乙が新たに納付すべきこととなった税額216万5900円のうち期限内申告税額に相当する金額59万4700円と50万円のいずれか多い金額である59万4700円を超える部分に相当する税額157万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

第3 原告丙関係

1 所得税の総所得金額及び納付すべき税額

被告が本訴において主張する原告丙の本件各係争年分の所得税額等は、次のとおりである。

(1) 平成18年分

ア 総所得金額 968万9560円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 141万7010円

上記金額は、原告丙が平成19年3月15日に阿南税務署長に提出した平成18年分の所得税の確定申告書（乙5。以下「平成18年分原告丙確定申告書」という。）に記載した原告丙の平成18年分の不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 192万円

上記金額は、原告丙が平成18年分原告丙確定申告書に記載した原告丙の平成18年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 635万2550円

上記金額は、原告丙が平成18年中に得た本件FX取引に係る所得金額である（別表2-5参照）。

イ 所得控除の額の合計額 74万1760円

上記金額は、原告丙が平成18年分原告丙確定申告書に記載した社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び基礎控除の合計額である。

ウ 課税総所得金額 894万7000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額968万9560円から上記イの金額74万1760円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額 122万8400円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額の合計額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 145万9400円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額894万7000円に所得税法89条1項（ただし、平成18年3月法律第10号による改正前のもの）及び負担軽減法4条（ただし、平成18年法律第10号による改正（廃止）前のもの）所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した定率減税額である。

(ウ) 源泉徴収税額 10万6000円

上記金額は、原告丙が平成18年分原告丙確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告丙の平成18年分の源泉徴収された所得税の金額である。

(2) 平成19年分

ア 総所得金額 812万8482円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 126万2982円

上記金額は、原告丙が平成20年3月17日に阿南税務署長に提出した平成19年分の所得税の確定申告書（乙6。以下「平成19年分原告丙確定申告書」という。）に記載した原告丙の平成19年分の不動産所得の金額である。

(イ) 給与所得の金額 192万円

上記金額は、原告丙が平成19年分原告丙確定申告書に記載した原告丙の平成19年分の給与所得の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 494万5500円

上記金額は、原告丙が平成19年中に得た本件FX取引に係る所得金額である（別表2-6参照）。

イ 所得控除の額の合計額 91万2400円

上記金額は、原告丙が平成19年分原告丙確定申告書に記載した社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び基礎控除の合計額である。

ウ 課税総所得金額 721万6000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの金額812万8482円から上記イの金額91万2400円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額 97万3300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 102万3680円

上記金額は、上記ウの金額721万6000円に所得税法89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 5万0300円

上記金額は、原告丙が平成19年分原告丙確定申告書に源泉徴収税額として記載した原告丙の平成19年分の源泉徴収された所得税の金額である。

2 過少申告加算税額 9万8000円

上記1(2)の納付すべき税額を基にすると、平成19年分更正処分3により原告丙が新たに納付

すべき税額は82万7000円（乙18の2枚目記載の納付すべき金額90万6200円から、乙6記載の納める税金7万9200円を差し引いた額）となり、平成19年分更正処分3に賦課される過少申告加算税の額は、以下の(1)及び(2)の合計額となる。

(1) 8万2000円

上記金額は、平成19年分更正処分3により原告丙が新たに納付すべきこととなった税額82万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの）を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 1万6000円

上記金額は、国税通則法65条2項の規定に基づき、平成19年分更正処分3により原告丙が新たに納付すべきこととなった税額82万7000円のうち期限内申告税額に相当する金額12万9500円と50万円のいずれか多い金額である50万円を超える部分に相当する税額32万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

以上